

A. 日 時 2017年10月12日 木曜日 17:30～19:30

B. 場 所 建築学会会議室

C. 出席者 横山主査 他7名

D. 提出資料(提出委員名)

No.10-1 第9回居住性能評価指針改定小委員会兼第7回居住性能評価指針刊行小委員会
議事録案

No.10-2 第21回性能評価法検討WG議事録案

No.10-3 居住性能評価規準本文案

No.10-4 居住性能評価規準解説案(鉛直SWG)

No.10-5 居住性能評価規準解説案(水平SWG)

E. 議事内容

1. 前回議事録案の確認

資料10-1に基づき前回議事録案の確認があり、承認された。

2. 性能評価法検討WG報告

松本(WG主査)より、資料10-2に基づき、9月5日に開催されたWGの内容が説明された。

2-1. 性能評価規準本文案

松本(WG主査)より、資料10-3に基づき本文案の説明があった。主な議論は以下の通り。

- ・ 評価レベルを7段階も設定するのは学会の性能評価基準として多すぎるのではないか。VI, VIIの評価レベルは必要か。評価レベルを規定する加速度振幅の領域幅が不揃いであるのは、振動感覚はウェーバー・フェヒナー則に整合しないということか。建築性能としてそのように分化できるのか。
 - － 日常的な振動に加え、再現期間の長い風や地震による振動も対象として考えたことから、対象とする加速度振幅の範囲が広がったため、その範囲での振動感覚に関する学術的知見を踏まえ、評価レベルとして設定する段階数も多くなったことが説明され、了承された
 - － 評価レベルを規定する加速度振幅の領域幅が不揃いとなっているのは、「不安」、「不快」、「知覚」という異なる評価の観点を組み合わせた設定になっているためであり、一つの評価の観点で見ると同程度の幅になっていることが説明され、提示された案の通りの領域幅とすることが了承された
 - － 評価レベルの段階数、対象とする評価レベルにより変化する加速度振幅の領域幅、いずれも学術的知見、過去の指針との連続性、居住性能の評価に必要なとの判断から設定していることが説明され、了承された
- ・ 評価レベルの表現に関する鉛直と水平の整合性について、程度副詞を付した表現で統一した上で整合させることが議論された
 - － 鉛直SWGにおいて、鉛直の「不快感合」に関する表現のうち程度副詞が付いていなかった表現を、水平の「不快」の表現に合わせる形に変更したこと、およびその経緯が報告され、了承された
 - － 水平の「不快である」が対象とする評価レベルは、鉛直の「やや不快である」と同じ表現では弱すぎるとの意見があり、水平SWGで検討することとなった
 - － 水平の「まったく…でない」は表現として強すぎるのではないかと意見があったが、

変更すべきとの結論には至らなかった

- ・ その他、以下の修正・変更をすることとなった
 - － 「指針」の表現が残っているので「規準」に修正する
 - － 図 3.1.1-1 等のキャプションの「評価レベル」は「性能評価図」に変更する
 - － 表 3.1.1-1 中の「不快度合」は「不快」とし水平と統一する

2-2. 性能評価規準解説案

横山主査（鉛直 SWG 主査）より、資料 10-4 に基づき鉛直振動に関する解説案について、石川委員（水平 SWG 主査）より、資料 10-5 に基づき水平振動に関する解説案について、それぞれ概説があった。

- ・ 加速度振幅を低減する考え方について、感覚的には時間とともに加算的となることと逆の印象を受けるとの意見があった。定常的な振動の評価を基準としていることから、非定常的な振動の評価が振幅を低減する形となっていることが説明され、解説にもそのことを明記することを確認した。
- ・ 実験室実験での評価と実居住環境での評価との相違について、解説に記載することを確認した
- ・ 各委員で内容を確認し、意見等があれば各 SWG 主査に連絡することとした
- ・ 現時点では鉛直と水平の解説の構成に相違があるので、今後 WG で検討して統一することを確認した

3. 今後の予定

- ・ 1 月 23 日の環境振動シンポジウムで最新案が紹介される。本文の紹介、使い方が話題となる予定。
- ・ 12 月 13 日の運営委員会での査読委員の決定を依頼することとした
- ・ 1 月 23 日の運営委員会での本文・解説の提案および査読開始を目指すこととした
- ・ 次回委員会は、性能評価法 WG での作業の進展を踏まえて日程調整を行うこととした

以上